

1 事業名

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

2 事業の概要

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事に加え、指定都市の長も実施できることとなることから、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第58号 所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(支援員等)

第11条 略

2 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) 略

3～5 略

附 則

(支援員の経過措置)

3 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(支援員等)

第11条 略

2 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) 略

3～5 略

附 則

(支援員の経過措置)

3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。